

## 国立大学法人群馬大学公益通報要項

平成21. 8. 26 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 4. 1

平成30. 4. 1 令和元. 7. 1

令和 2. 4. 1

第1 この要項は、公益通報者保護法（平成16年法律122号）の趣旨に則り、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における法令違反行為等に関する通報の取扱いについて、国立大学法人群馬大学危機管理規則第14条の「危機管理に関し必要な事項」として定め、法令違反行為等を早期に発見し、未然の防止及び是正を図ることを目的とする。

第2 この要項における「公益通報」とは、本学に勤務する役員及び職員等（派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「職員等」という。）が行う法令違反行為等に関する通報をいう。

第3 公益通報の所管は、危機管理室とし、通報の授受は秘密の保持に配慮しつつ、専用の通報窓口（別表1）を置く。

2 当該窓口で授受した情報管理及び整理等は、総務部総務課が行う。

第4 公益通報を受けた場合の取扱いは別表2のとおりとし、危機管理室は学長の指示に従い、対応方針を策定する。

第5 学長は、公益通報を行った者（以下「公益通報者」という。）に対し、原則として結果を報告する。

第6 学長は、公益通報者に対して不利益な取扱いを行わないよう十分配慮する。

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成21年8月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

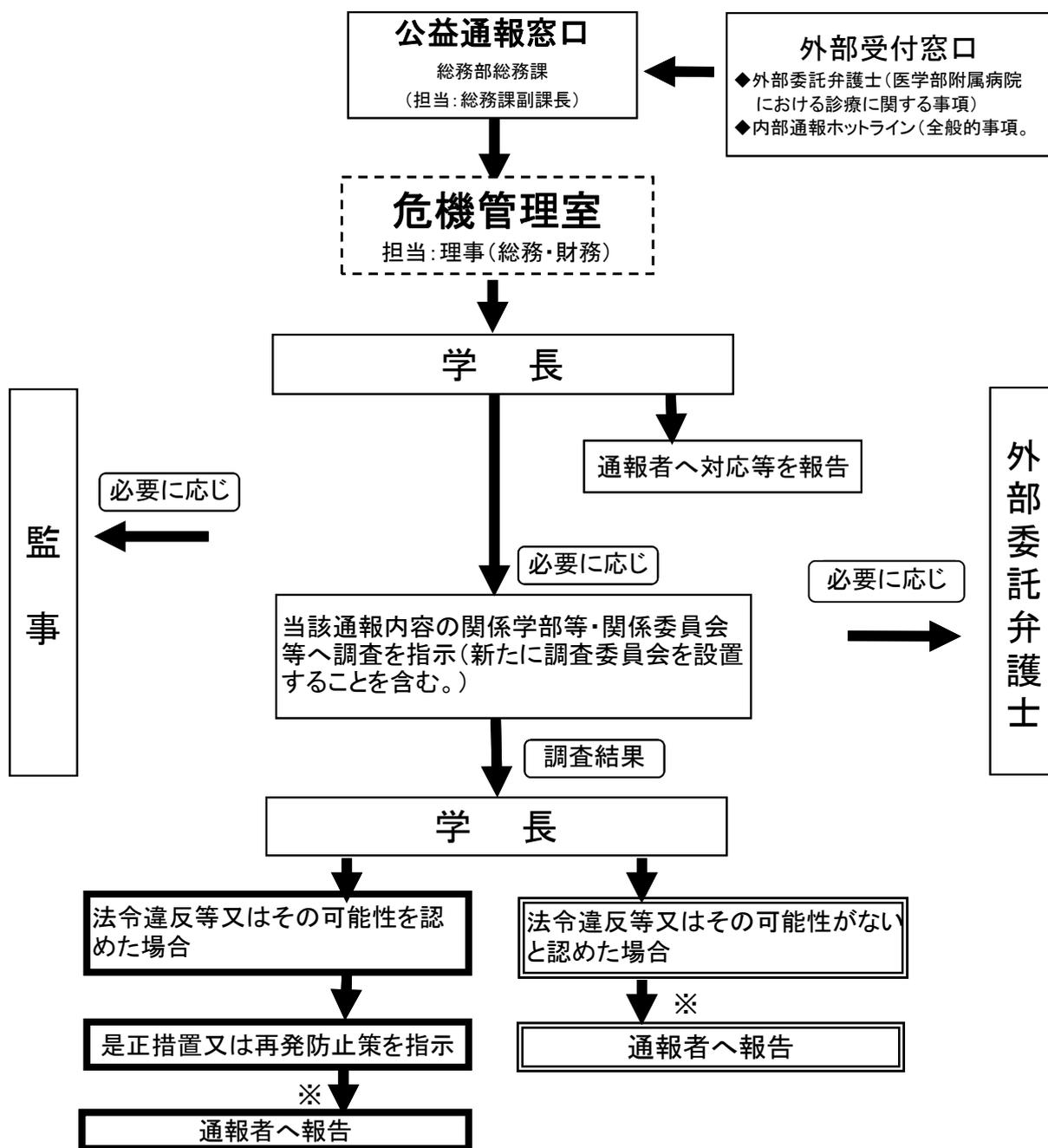
この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

公益通報窓口

|                 |  |
|-----------------|--|
| 公益通報窓口          | メー ル：koueki@jimu, gunma-u. ac. jp（専用アドレス）<br>電 話：027-220-7003 又は 027-220-7101<br>ファックス：027-220-7012  |
| 内部通報の外部受付<br>窓口 | （外部委託弁護士）<br>電 話：0120-310-066（外部委託先専用電話）<br>受 付：医学部附属病院における診療に関する事項<br>（医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合）<br>（内部通報ホットライン）<br>電 話：0120-390-288（外部委託先専用電話）<br>受 付：全般的事項 |

「国立大学法人群馬大学公益通報」に関する取扱い



※ 外部委託弁護士の授受通報については、結果報告も外部委託弁護士から実施。